

■ 介護保険の申請と手続き

申請：

市の担当窓口(長寿いきがい課)または市支所で「要介護認定の申請」をします。地域包括支援センターや居宅介護支援事業所が申請を代行することもできます。

認定調査：

市の認定調査員などが自宅などを訪問して、本人や家族に聞き取り調査などを行います。

審査判定：

調査結果を受け、コンピュータ分析による一次判定を経て、専門家で構成される介護認定審査会による二次判定を行い、認定区分が決定されます。

認定：

「要支援1・2」「要介護1～5」「非該当」のいずれかに認定されます。

認定通知：

認定区分が記載された認定結果通知書と介護保険証が送付されます。



■ 介護保険によるサービス

介護保険サービスには、自宅に訪問してもらうサービス、施設に通って受けるサービス、施設へ入所して利用するサービス、住宅環境を整えるサービスの利用など、さまざまなものがあります。

自宅に訪問してもらうサービス

訪問介護、訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導、訪問看護※



(訪問看護:医療保険と介護保険のどちらでも利用できますが原則、介護保険給付が医療保険給付に優先します)

施設に通って受けるサービス

デイサービス、デイケア

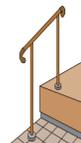


施設へ入所して利用するサービス

ショートステイ、施設サービス(介護老人福祉施設、介護老人保健施設など)

住宅環境を整えるサービス

住宅改修、福祉用具貸与
特定福祉用具購入



地域密着型サービス

認知症対応型通所介護、グループホーム
小規模多機能型居宅介護など

自宅で生活しながら
医療や介護が受けられる

「在宅医療と介護」の
相談窓口をご存じですか



令和6年3月

発行：吉野川市在宅医療介護連携推進事業協議会
作成：吉野川市在宅医療介護連携推進事業協議会
医療介護連携部会

このような心配事はありませんか？

- 日々の医療的なケアが必要
- 住み慣れたわが家で最期を迎えたい
- 自宅で看取りたい
- 介護保険のことがよくわからない



自宅で療養したいと思う人の手助けとなるのが「在宅医療」です。在宅医療を続けるためには、多くの場合、本人や家族のための「介護や支援」が必要になります。地域の「医療サービス」と「介護サービス」を組み合わせることで、在宅での療養生活を充実させることができます。

在宅で受けられるサービス

訪問診療 (まずは、かかりつけ医に相談します)

自宅など生活している場所に訪問して、診療や治療・処置を行います。在宅医療の中心的な役割を担い、在宅介護を支える職種と連携し、治療と生活を考えたサポートをします。

訪問看護

かかりつけ医や病院の医師の指示に基づき、自宅などを訪問して療養上の世話や診療の補助(血圧の管理や点滴、人工呼吸器などの管理)をします。医療的なケアが必要な方が、安心して療養生活を送れるようにサポートします。

福祉用具貸与

福祉用具(ベッド・車椅子など)を使うことで、できる限り自宅で自立した日常生活を送り、家族の介護負担の軽減などを図ることができます。

※上記以外にも他の在宅サービスがあります。

本人、家族が自宅などでの療養生活に不安を感じていることがあれば、相談窓口にご相談ください。

相談窓口はどこにある？



■ 通院中・入院中の場合

通院中の方は、かかりつけ医または外来の窓口にご相談ください。
入院中の方は、病棟看護師または地域連携室にご相談ください。

地域連携室 (病院によって名称は異なることがあります)

地域連携室には、ソーシャルワーカーがいます。介護保険の申請の説明やケアマネジャーや地域包括支援センターと連絡を取り、自宅の生活について相談の対応をします。



■ 医療保険に関すること

加入している医療保険の担当窓口など

■ 介護保険の準備に関すること



吉野川市 長寿いきがい課

介護に関する相談、介護申請の手続きの窓口になります。

吉野川市鴨島町鴨島115番地1(本館2階)

電話 0883-22-2264

FAX 0883-22-2260

開庁時間

月曜日～金曜日
(祝日、年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分



■ 在宅での介護に関すること

吉野川市地域包括支援センター

吉野川市鴨島町鴨島252番地1
(日本フネン市民プラザ内)



電話 0883-22-2744
0883-22-2745
FAX 0883-22-2746

地域包括支援センターは
高齢者のみなさんの身近な相談窓口です

高齢者に関する幅広い相談を受け付けるとともに介護、医療、福祉などさまざまな制度や地域資源の紹介を行っています。相談は無料です。

開所時間

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分

居宅介護支援事業所

ケアマネジャー(介護支援専門員)が、本人や家族の生活についての希望や困りごとをお伺いし、介護保険の代行申請を行った後、介護保険サービスが利用できるように調整します。

相談は無料です。

吉野川市内の事業所一覧は、別紙をご覧ください。市外の事業所に依頼することもできます。

